

構造改革特別区域事業計画

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県

2 構造改革特別区域の名称

三重県障害児者デイサービス推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、熊野市、伊賀市、桑名市、松阪市、亀山市、尾鷲市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菟野町、三重郡川越町、多気郡大台町、多気郡多気町（旧勢和村の区域）、度会郡玉城町、度会郡南伊勢町、度会郡度会町、度会郡大紀町、

4 構造改革特別区域の特性

三重県における平成16年4月1日現在の人口は1,862,436人である。そのうち18歳以上の身体障害者手帳所持者は62,980人、療育手帳所持者は6,232人、18歳未満の児童で身体障害者手帳所持者は1,345人、療育手帳所持者は2,028人となっており、年々増加する傾向にある。

しかし、指定デイサービス事業所は、身体障害者39事業所（定員602名）、知的障害者20事業所（定員288名）、児童10事業所（定員170名）しかなく、デイサービス事業所がない市町村も20存在するため、必要なときに身近な場所でサービスを受けたいという障害者等のニーズに十分対応できていない。

そこで、特区事業906（指定通所介護事業等における知的障害者及び障害児の受入事業）を実施することで県内の介護保険事業所等においても障害児者のデイサービスが可能とし、障害者等のニーズに応えることができるようサービス供給基盤の充実を図る。

また、県内全域での実施は、市町村や事業所の受入の整備等の問題があり困難であるため、当分は12市10町にて実施し、今後、事業の結果を踏まえて、県内全域での実施を目指していく。

5 構造改革特別区域計画の意義

障害児者のデイサービス事業所は、前述のとおり事業所数が少ないため、殆どの障害児者は、遠くのデイサービス事業所まで行く必要があるうえ、希望する量のサービスを受けることができない現状にある。それが、今回事業の実施により、殆どの市町村に存在する指定通所介護事業所（三重県全体で343事業所）等でのサービス提供が可能となることで、サービス量が増加し、障害児者の住み慣れた地域でサービスを受けることが可能となる。家族等にとっても、近くでサービスを受けられることにより、送迎にかかる負担が軽減される。

また、指定通所介護事業所等においても利用率が向上し、そのことにより NPO 等の事業者への参入が期待できる。

このように、事業を実施することは、サービス供給基盤の充実や福祉事業の活性化に大きな意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

三重県では県民しあわせプランにより、福祉サービスを必要とする人が、多様なサービスを自ら選び、利用しながら、住み慣れた地域において生活できることを目指している。

そのため、特区事業 906 の実施を含めて、障害者が自らサービスを選択・利用できる基盤の整備と、支援体制の充実を進めていく。

また、このことでサービスの質・量が向上することから、サービス利用者が増加し、福祉サービス事業の活性化が促進される。

さらに、NPO 等の事業への新規参入も拡大し、地域の活性化へ繋がっていく。

今後は、特区事業 906 については、三重県全体での実施を目指し、事業の結果を踏まえながら事業を実施しない市町村との調整を行い、計画区域の拡大を図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 指定通所介護事業所が利用可能になるためサービスを提供する事業所が増加し、サービスが受けやすくなることで家族等の介護の負担が軽減される。
- (2) 身近なところでサービスを受けることができるため、家族等の送迎に係る負担も軽減される。
- (3) 以上のことにより、現在施設入所中の障害者が在宅生活へ移行できる可能性が高まる。
- (4) 指定通所介護事業所の利用率が向上する。

また、そのことにより、NPO 等の事業参入が期待できる。

8 特定事業の名称

906 指定通所介護事業等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・知的障害者生活ホーム運営補助事業

グループホームの指定基準に満たない事業所に対し運営補助を行い、地域での生活を望む知的障害者に対し、日常生活における必要な援助を行い、社会的自立を助長する。

・多機能型知的障害者グループホーム整備費補助事業

従来のグループホームに加え、自活訓練又は体験入居の場、地域交流を目的とするスペースを持つ事業所に対して施設整備補助を行い、地域生活移行に向けた生活技術の獲得の場と地域で生活する障害者等の交流拠点とする。

- ・ 在宅知的障害者体験入居促進事業

グループホームでの生活を希望する在宅の知的障害者に対し、多機能型グループホームでの体験入居を通じた自立支援を行うことで、生活技術を獲得させ、もってグループホームへの入居を促進する。

- ・ 知的障害者グループホーム定着化支援事業

新たにグループホームを設置する場合、最初の1年間、地域生活援助に係る居宅生活支援費に上乗せ加算を行うことで、グループホーム設置当初のバックアップ機能を強化し、利用者のグループホームへの円滑な移行と定着化を図る。

- ・ 障害者住宅改造事業

在宅重度心身障害者（児）の住宅環境整備をすることで、障害の重度化の防止、家族介護者の負担軽減、在宅福祉サービスの展開を容易化する。

別紙(906)

1 特定事業の名称

番号 906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業者、指定障害者デイサービス事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 南伊勢町社会福祉協議会 度会郡南伊勢町村山 1 1 3 2 - 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

社会福祉法人 南伊勢町社会福祉協議会指定身体障害者デイサービス事業所
度会郡南伊勢町村山 1 1 3 2 - 1

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別

指定障害者デイサービス事業所

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家 伊勢市常磐 2 丁目 10 - 12

イ デイサービス事業所の名称及び住所

藍ちゃんの家 伊勢市常磐 2 丁目 10 - 12

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社スイード 伊勢市東大淀町 3 8 3 4

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービススイード 伊勢市東大淀町 3 8 3 4

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会 熊野市紀和町板屋 1 3 5 - 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

熊野市社協指定通所介護事業所 熊野市紀和町板屋 1 3 5 - 1

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 明合乃里会 安芸郡安濃町大字田端上野 970 番地の 3

イ デイサービス事業所の名称及び住所

明合乃里デイ・サービスセンター 安芸郡安濃町大字田端上野 970 番地の 3

- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人 大紀町社会福祉協議会 度会郡大紀町錦 7 3 6 番地 7
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
大紀町デイサービスセンター「心交苑」度会郡大紀町野添 8 8 7 番地 7
- ウ 指定通所介護事業所、指定身障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人 慈幸会 桑名郡木曾岬町大字和富 1 0 番 8
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
特別養護老人ホームすいせんの里 桑名郡木曾岬町大字和富 1 0 番 8
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社 デイサービスあおぞら 桑名市大字江場 1 7 4 番地の 4
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスあおぞら 桑名市大字江場 1 7 4 番地の 4
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社 訪問介護 ほほえみ 員弁郡東員町六把野新田 5 0 2 - 1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
通所介護 ほほえみ 桑名市大字桑部字八左衛門新田 1 0 7 9 - 1
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人自立共生会 桑名市新西方 3 丁目 1 8 7
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
社会福祉法人自立共生会デイサービスほのぼの 桑名市新西方 4 丁目 79 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 桑名市常磐町 51 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
桑名市北部老人福祉センターデイサービスセンター
桑名市下深谷部 4960 番地 10
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人 あいの里 桑名市神成町 1 丁目 15 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
特定非営利活動法人 あいの里 桑名市神成町 1 丁目 15 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
桑名市 桑名市中央町 2 丁目 3 7 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
桑名市桑名福祉センターデイサービスセンター
桑名市大字額田 1079 - 1
- ウ 指定通所介護事業所、障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人のぞみの里 桑名市長島町源部外面 330 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
知的障害者デイサービスセンターつどい 桑名市長島町源部外面 330 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人 柵会 亀山市関町坂下 252 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
華旺寿デイサービスセンター 亀山市関町坂下 252 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人勢和村社会福祉協議会（社会福祉法人多気町社会福祉協議会）
多気郡勢和村大字朝柄 2889 番地（多気郡多気町朝柄 2889 番地）
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
社会福祉法人勢和村社会福祉協議会（社会福祉法人多気町社会福祉協議会）
多気郡勢和村大字朝柄 2889 番地（多気郡多気町朝柄 2889 番地）
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社 桜の里 度会郡玉城町佐田 250 - 1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスセンター桜の里 度会郡玉城町矢野 1 3 9 - 3
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
通所介護事業所

- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人玉城町社会福祉協議会 度会郡玉城町勝田 4876-1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
玉城町デイサービス事業所 度会郡玉城町勝田 4876-1
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人度会町社会福祉協議会 度会郡度会町棚橋 1202 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
度会町指定身体障害者デイサービス事業所 度会郡度会町棚橋 1202 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人熊野市社会福祉協議会 熊野市井戸町 1150
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
熊野市社協保健福祉センター通所介護事業所 熊野市井戸町 1150
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
通所介護事業所
- 21 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人熊野市社会福祉協議会 熊野市井戸町 1150
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
熊野市社協飛鳥・五郷指定通所介護事業所 熊野市飛鳥町野口 678
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
通所介護事業所
- 22 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人小規模多機能サービス宅老所紫苑
員弁郡東員町大字大木 602 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
宅老所紫苑 員弁郡東員町大字大木 602 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
通所介護事業所
- 23 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人いずみ 員弁郡東員町大字山田 1546 番地 1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
指定知的障害者デイサービス事業所ふきのとう 員弁郡東員町大字山田 1600 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 24 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
株式会社ぶどうの家 四日市市あかつき台 2 丁目 1 - 1 4

- イ デイサービス事業所の名称及び住所
指定通所介護事業所 ぶどうの家 四日市市あかつき台 2丁目 1 - 1 4
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
通所介護事業所
- 25 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人すずらん福祉会 四日市市笹川三丁目 42 番地 2
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
社会福祉法人すずらん福祉会 四日市市笹川三丁目 42 番地 2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
通所介護事業所
- 26 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人清和会 四日市市西坂部町 1157
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
清和デイサービスセンター 四日市市西坂部町 1139
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 27 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
四日市市 四日市市諏訪町 1-5
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
四日市市障害者福祉センター 四日市市諏訪町 2-2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 28 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
ルネッサンス三祐株式会社 鈴鹿市安塚町 577 番地の 3
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
カサ デ 光トーマス 鈴鹿市平田東町 10-13
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 29 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社ハッピータウン介護サービス 鈴鹿市神戸三丁目 24-35
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ハッピータウンデイサービス 鈴鹿市神戸三丁目 24-35
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 30 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人安全福祉会 亀山市住山町 590-1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
安全の里デイサービスセンター 亀山市住山町 590-1
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別

- 指定通所介護事業所
- 31 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人青山里会 四日市市山田町 5500-1
イ デイサービス事業所の名称及び住所
亀山在宅介護サービスセンター 亀山市羽若町 645-14
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 32 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人かがやき 伊賀市御代 1030-5
イ デイサービス事業所の名称及び住所
通所デイサービスセンター「まごころ」 伊賀市御代 1030-5
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 33 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
伊賀市 伊賀市上野丸之内 116 番地
イ デイサービス事業所の名称及び住所
きらめき工房 伊賀市愛田 513
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 34 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人 太陽の里 松阪市船江町 785
イ デイサービス事業所の名称及び住所
指定老人通所介護施設さわやか苑 松阪市西黒部町 3728-1
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 35 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
西野苑有限会社 松阪市西野町 457 番地 3
イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービス木もれび 松阪市西野町 457 番地 3
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 36 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人三重県高齢者福祉会 松阪市上川町 3821-2
イ デイサービス事業所の名称及び住所
協和苑 松阪市上川町 3821-2
ウ 指定通所介護事業所、障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 37 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
株式会社 はなおか苑 松阪市大黒田町 741

- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスセンターはなおか苑 松阪市大黒田町 741
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 38 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人ベテスタ 松阪市稲木町 1008
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
こいしろの里デイサービス事業所 松阪市稲木町 1008
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 39 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
鳥羽市 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
鳥羽市社会福祉協議会障害者等指定居宅支援事業所 鳥羽市大明東町 2-5
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 40 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人洗心福祉会 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 4152 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
地域総合ケアセンター第 2 通所介護センターシルバーケア豊壽園
津市高茶屋小森上野町字野田 737 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 41 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
医療法人梅川クリニック 名張市桔梗が丘 8 - 5 - 2
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
医療法人梅川クリニック通所介護一番町ゆうゆうくらぶ
名張市桔梗が丘 1 - 3 - 2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 42 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人菰野町社会福祉協議会 三重郡菰野町潤田 1281
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
菰野町デイサービスセンターけやき 三重郡菰野町潤田 1281
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 43 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人鈴鹿聖十字会 三重郡菰野町宿野 1433-74

- イ デイサービス事業所の名称及び住所
身体障害者デイサービスセンターしらゆり 三重郡菟野町宿野 1433-67
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 44 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人 21健康生きがいネットワーク 津市大門11番18号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
津なぎさの家 津市大門11番13号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 45 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人シルバーサービス憩いの汀 津市海岸町14番20号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
憩いの汀 津市末広町5番45号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 46 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ
津市片田志袋300番地117
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスセンターつくしんぼ 津市一色町240番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 47 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人青山里会 四日市市山田町5500-1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
小山田苑身体障害者デイサービス 四日市市山田町5500-3
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 48 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人ウイミンよっかいち 四日市市中部4番地17号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイハウスおしゃべり 四日市市中部4番地17号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 49 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
株式会社三重互助サービス 四日市市新正5丁目2-6
- イ デイサービス事業所の名称及び住所 デイセンターケア・プラザ新正
四日市市新正5丁目2-6

- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 50 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
株式会社三重互助サービス 四日市市新正5丁目2-6
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ケア・プラザ笹川 四日市市笹川3丁目42-2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 51 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社ライフステージ 四日市市西浦1丁目10番19号3B
- イ デイサービス事業所の名称及び住所 デイサービス織りがみ・富田
四日市市富田1丁目26番26号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 52 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人平成福社会 四日市市垂坂町8番地の2
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
富洲原通所介護センター 四日市市富洲原町2番80号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 53 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人平成福社会 四日市市垂坂町8番地の2
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ヴィラ四日市通所介護センター 四日市市垂坂町8番地の2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 54 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人風薫会 四日市市高砂町7番地6号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
みなとデイサービスセンター 四日市市高砂町7番地6号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 55 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人風薫会 四日市市高砂町7番地6号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
しおはまデイサービスセンター 四日市市塩浜字里浦471-2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 56 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

- 有限会社昂 四日市市山之一色町 6 5 6 - 1 4
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
在宅介護サービスセンター三重の里 四日市市山之一色町 6 5 6 - 1 4
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 57 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社伊東牧場 四日市市茂福町 7 番 8 号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスセンター乳々屋 四日市市茂福町 1 0 番 1 3 号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 58 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社コーブンシャ 四日市市泊山崎町 5 0 8 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ささがわふれあいサロン 四日市市笹川 3 丁目 4 8
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 59 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人徳寿会 四日市市天ヶ須賀 4 丁目 7 番 2 5 号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
天ヶ須賀在宅介護サービスセンター 四日市市天ヶ須賀 4 丁目 7 番 2 5 号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 60 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 四日市市諏訪町 2 番 2 号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
四日市市社会福祉協議会指定通所介護事業所ゆりかもめ
四日市市楠町北五味塚 1 4 5 0 番地の 1
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 61 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人永甲会 四日市市采女町字森ヶ山 4 1 8 番地の 1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
在宅介護サービスセンターうねめの里
四日市市采女町字森ヶ山 4 1 8 番地の 1
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 62 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社だいち 員弁郡東員町大字中上 7 9 0 番地 1

- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ナーシングホームもも四日市 四日市市広永町北永台 9 1 4 番 1 4 0 号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 63 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人ユートピア 四日市市久保田 2 丁目 1 2 番 8 号
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ユートピア在宅介護サービスセンター通所介護事業所
四日市市久保田 2 丁目 1 2 番 8 号
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 64 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人伊勢亀鈴会 鈴鹿市八野町 4 2 8 番地の 1
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
きれいデイサービスセンター 鈴鹿市国府町 3 9 1 7 番地の 2 7 2
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 65 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人松阪市社会福祉協議会 松阪市殿町 1 3 6 0 - 1 5
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
松阪市社会福祉協議会飯高支所通所介護事業所 松阪市飯高町富永 7 2 - 1
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 66 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人いいたか 松阪市飯高町森 2 1 1 0 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスセンターきらり 松阪市飯高町森 2 1 1 0 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 67 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人かがやき 伊賀市御代 1 0 3 0 番地の 5
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
通所デイサービスセンターほほえみ 伊賀市土橋 7 3 0 番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 68 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人あやまユートピア 伊賀市馬場 6 0 0 番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
あやま老人デイサービスセンター 伊賀市馬場 6 0 0 番地

- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 69 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社だいち 員弁郡東員町大字中上790番地1
イ デイサービス事業所の名称及び住所
ナーシングホームももデイサービス室 員弁郡東員町大字中上790番地1
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 70 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
宮川村(大台町) 多気郡宮川村大字江馬316(多気郡大台町江馬316)
イ デイサービス事業所の名称及び住所
宮川村障害者デイサービス事業所たんぼぼ(大台町知的障害者デイサービス事業所たんぼぼ)
多気郡宮川村大字小滝358(多気郡大台町江馬316)
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所
- 71 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
医療法人塩井産婦人科 四日市市生桑町78-1
イ デイサービス事業所の名称及び住所
通所介護事業所すこやか 四日市市生桑町79-1
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 72 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人宏育会 四日市市西大鐘町字山添1580
イ デイサービス事業所の名称及び住所
よっかいち諧朋苑在宅介護サービスセンター老人デイサービス(通所介護事業所) 四日市市西大鐘町字山添1580
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 73 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
株式会社三重互助サービス 四日市市新正5丁目2番6号
イ デイサービス事業所の名称及び住所
ケア・プラザ川島 四日市市川島町字西広6200-192
ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 74 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
ガードマン三重株式会社 三重郡菰野町大字菰野3938-5
イ デイサービス事業所の名称及び住所
エンジェルホームヘルプシルバーハウス天使乃里

四日市市智積町字大谷 2 9 0 9 - 3

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

75 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人富田浜福祉会 四日市市富田浜町 2 6 - 1 4

イ デイサービス事業所の名称及び住所

富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所

四日市市富田浜町 2 6 - 1 4

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

76 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人さくらさくら 鈴鹿市石薬師町 1 7 1 - 7

イ デイサービス事業所の名称及び住所

さくらさくら通所介護事業所 鈴鹿市石薬師町 1 7 1 - 7

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

77 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人あいあい 尾鷲市矢浜 1 丁目 1 5 - 4 5

イ デイサービス事業所の名称及び住所

障害者デイサービスあいあい 尾鷲市朝日町 3 番 1 2 号

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業

78 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人維雅幸育会 伊賀市予野 9 5 5 4 番地

イ デイサービス事業所の名称及び住所

知的障害者デイサービスセンターふっくりあフウス

伊賀市緑ヶ丘南町 3 9 4 8 - 1 6

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定障害者デイサービス事業所

79 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 伊賀市上野中町 2 9 7 6 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

愛宕なごみの家 伊賀市上野愛宕町 2 9 0 3

ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

80 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

医療法人 普照会 桑名市内堀 2 8 番地 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

森栄病院 桑名市内堀 2 8 番地 1

- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 81 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
医療法人 創健会 桑名市新西方3丁目218番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
ウェルネスファミリーサポートくわなの宿 桑名市新町73
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 82 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
有限会社ふるさと 桑名市大字下深谷部5080番地25
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
第3ふるさと 桑名市今北町15番地
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
- 83 ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所
医療法人 喬生会 桑名市大字江場20番地
- イ デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービス奏 桑名市大字西別所1200番地249
- ウ 指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

(2) 事業概要

指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入並びに指定障害者デイサービス事業所における障害児の受入を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

三重県では、指定障害者デイサービス事業所（身体）39事業所（定員602名）、指定障害者デイサービス事業所（知的）20事業所（定員288名）及び指定児童デイサービス事業所10事業所（定員170名）しかなく、デイサービス事業所がない市町村も20となっており、身近な場所での利用や必要なサービス量を提供できない。

このため、指定通所介護事業所での知的障害者及び障害児デイサービス、指定障害者デイサービス事業所での障害児デイサービスを実施可能とすることで、サービスを提供できる事業所を増やす。

(2) 特定事業の要件

障害児の受入れについては、三重県小児診療センターあすなる学園（第一種自閉症児施設）、三重県草の実リハビリテーションセンター（肢体不自由児施設）からの技術的支援を受け、障害児のケアの方法に関する研修等を定期的を実施することで、職員等の必要な資質を向上させる。

(3) 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱に合致している。

社会福祉法人 南伊勢町社会福祉協議会指定身体障害者デイサービス事業所
障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・利用者数 15 人
- ・ 指導員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 2.7 人 基準 1 人

藍ちゃんの家

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.9 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：39 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 2 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 介護職員 5 人
- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

デイサービススイード

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

33 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：990 m²
- ・ 利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 8 人 基準 4 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

熊野市社協指定通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.32 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：133 m²
- ・ 利用者数：25 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない

い場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1人 基準 1人
- ・ 看護職員 1人 基準 1人
- ・ 介護職員 4人 基準 3人
- ・ 機能訓練指導員 1人 基準 1人

明合乃里デイ・サービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

8.12 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：365.8 m²
- ・ 利用者数：45 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2人 基準 1人
- ・ 看護職員 3人 基準 1人
- ・ 介護職員 12.5人 基準 7人
- ・ 機能訓練指導員 1人 基準 1人

大紀町デイサービスセンター「心交苑」

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

7.4 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：148 m²
- ・ 利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2人 基準 1人
- ・ 看護職員 3人 基準 1人
- ・ 介護職員 6人 基準 2人
- ・ 機能訓練指導員 1人 基準 1人

特別養護老人ホームすいせんの里

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.45 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：387.33 m²
- ・ 利用者数：60 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない

い場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 11 人 基準 10 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

デイサービスあおぞら

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.53 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：36.3 m²
- ・ 利用者数：8 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 2 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 介護職員 2 人
- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

通所介護 ほほえみ

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.58 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：223.57 m²
- ・ 利用者数：40 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 3 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 13 人 基準 6 人
- ・ 機能訓練指導員 3 人 基準 1 人

社会福祉法人自立共生会デイサービスほのぼの

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.19 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：51.9 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない

い場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 4 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 介護職員 5 人
- ・ 生活相談員 3 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 4 人 基準 1 人

桑名市北部老人福祉センターデイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3 . 3 4 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：93 . 7 m²
- ・ 利用者数：28 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 12 人 基準 4 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

特定非営利活動法人 あいの里

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5 . 5 5 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：50 m²
- ・ 利用者数：9 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 5 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

桑名市桑名福祉センターデイサービスセンター

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：30 人
- ・ 指導員 2 人 基準：指導員及び介護職員 5 人以上
- ・ 介護職員 8 人
- ・ 看護職員 2 人

知的障害者デイサービスセンターつどい

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：15 人

- ・ 指導員 2 人 基準 2 人
- ・ 介護職員 1 人

華旺寿デイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4 . 4 0 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積： 1 3 2 . 0 9 m²
- ・ 利用者数： 3 0 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 4 人 基準 4 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

勢和村社会福祉協議会（社会福祉法人多気町社会福祉協議会）

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数： 1 5 人
- ・ 指導員 2 人 基準 2 人

デイサービスセンター桜の里

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

1 8 . 1 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積： 3 6 2 m²
- ・ 利用者数： 2 0 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 5 人 基準 2 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

玉城町デイサービス事業所

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数： 1 0 人
- ・ 指導員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 3 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1 人

度会町指定身体障害者デイサービス事業所

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・利用者数：15人
- ・指導員1人 基準1人
- ・介護職員2人 基準1人

熊野市社協保健福祉センター通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

5.67 m²/人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：227 m²
- ・利用者数：40人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・生活相談員1人 基準1人
- ・看護職員1人 基準1人
- ・介護職員9人 基準6人
- ・機能訓練指導員1人 基準1人

21 熊野市社協飛鳥・五郷指定通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

5.53 m²/人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：166 m²
- ・利用者数：30人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・生活相談員1人 基準1人
- ・看護職員1人 基準1人
- ・介護職員4人 基準4人
- ・機能訓練指導員1人 基準1人

22 宅老所紫苑

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

6.8 m²/人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：68 m²
- ・利用者数：10人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 介護職員 3 人
- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

23 指定知的障害者デイサービス事業所ふきのとう

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：10 人
- ・ 指導員 2 人 基準 2 人
- ・ 介護職員 4 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人

24 指定通所介護事業所ぶどうの家

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.49 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：52.45 m²
- ・ 利用者数：15 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 10 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 2 人 基準 1 人

25 社会福祉法人すずらん福祉会

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.41 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：108.22 m²
- ・ 利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 4 人 基準 2 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

26 清和デイサービスセンター

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：15 人

- ・ 指導員 4 人 基準 2 人
- ・ 看護職員 1 人

27 四日市市障害者福祉センター

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：25 人
- ・ 指導員 3 人 基準：指導員及び介護職員 4 人以上
- ・ 介護職員 3 人
- ・ 看護職員 1 人
- ・ 機能訓練指導員 2 人

28 カサ デ 光トーマス

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.85 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：72.8 m²
- ・ 利用者数：15 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 4 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

29 ハッピータウンデイサービス

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：15 人
- ・ 指導員 2 人 基準 2 人
- ・ 介護職員 1 人

30 安全の里デイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.67 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：200.39 m²
- ・ 利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 7 人 基準 4 人

- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

31 亀山在宅介護サービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4 . 7 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：164 . 5 m²

- ・ 利用者数：35 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 4 人 基準 1 人

- ・ 看護職員 4 人 基準 1 人

- ・ 介護職員 12 人 基準 5 人

- ・ 機能訓練指導員 2 人 基準 1 人

32 通所デイサービスセンター「まごころ」

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：75 m²

- ・ 利用者数：15 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

- ・ 看護職員 3 人 基準 1 人

- ・ 介護職員 5 人 基準 1 人

- ・ 機能訓練指導員 2 人 基準 1 人

33 きらめき工房

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：10 人

- ・ 指導員 4 人 基準 2 人

- ・ 介護職員 1 人

34 指定老人通所介護施設さわやか苑

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4 . 15 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：166 . 2 m²

- ・ 利用者数：40 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害

者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 10 人 基準 6 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

35 デイサービス木もれび

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.39 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：127.98 m²
- ・ 利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1.5 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 4 人 基準 2 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

36 協和苑

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.67 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：147 m²
- ・ 利用者数：40 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 10 人 基準 6 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

37 デイサービスセンターはなおか苑

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.62 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：168.66 m²
- ・ 利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害

者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2人 基準 1人
- ・ 看護職員 2人 基準 1人
- ・ 介護職員 6人 基準 4人
- ・ 機能訓練指導員 2人 基準 1人

38 こいしらの里デイサービス事業所

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：5人
- ・ 指導員 2人 基準 1人

39 鳥羽市社会福祉協議会障害者等指定居宅支援事業所

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：15人
- ・ 指導員 1人 基準 1人
- ・ 介護職員 1人 基準 1人

40 地域総合ケアセンター第2通所介護センターシルバーケア豊壽園

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

$$5.31 \text{ m}^2 / \text{人}$$

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：212.5 m²
- ・ 利用者数：40人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2人 基準 1人
- ・ 看護職員 1人 基準 1人
- ・ 介護職員 9人 基準 6人
- ・ 機能訓練指導員 1人 基準 1人

41 医療法人梅川クリニック通所介護一番町ゆうゆうくらぶ

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

$$3.15 \text{ m}^2 / \text{人}$$

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：63.1 m²
- ・ 利用者数：20人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 1人 基準 1人
- ・ 看護職員 1人 基準 1人

- ・ 介護職員 4 人 基準 2 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

42 菰野町デイサービスセンターけやき

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.73 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：235.75 m²
- ・ 利用者数：35 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 6 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 12 人 基準 5 人
- ・ 機能訓練指導員 6 人 基準 1 人

43 身体障害者デイサービスセンターしらゆり

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

- ・ 利用者数：12 人
- ・ 指導員 1 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 1 人 基準 1 人
- ・ 看護職員 1 人

44 津なぎさの家

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.6 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：36 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 介護職員 3 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

45 憩いの汀

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.54 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：45.45 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 介護職員 4 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

46 デイサービスセンターつくしんぼ

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.36 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：80.48 m²
- ・ 利用者数：15 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 3 人 基準 1 人
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

47 小山田苑身体障害者デイサービス

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

5.33 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：32.0 m²
- ・ 利用者数：6 人
- ・ 指導員 1 人 基準：指導員及び介護職員 2 人以上
- ・ 介護職員 1 人

48 デイハウスおしゃべり

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.58 m²/人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：35.85 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 介護職員 7 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

49 デイセンターケア・プラザ新正

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.75 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：75 m²
- ・利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 1 人 基準 1 人
- ・介護職員 4 人 基準 2 人
- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

50 ケア・プラザ笹川

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.1 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：62 m²
- ・利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 1 人 基準 1 人
- ・介護職員 3 人 基準 2 人
- ・生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

51 デイサービス織りがみ・富田

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.37 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：43.85 m²
- ・利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・介護職員 4 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

52 富洲原通所介護センター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児

の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.07 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：177.7 m²

・ 利用者数：35 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 看護職員 1.4 人 基準 1 人

・ 介護職員 7.4 人 基準 5 人

・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

53 ヴィラ四日市通所介護センター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.36 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：196.5 m²

・ 利用者数：45 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 看護職員 1.7 人 基準 1 人

・ 介護職員 9.7 人 基準 7 人

・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

54 みなとデイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

8.15 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：326.37 m²

・ 利用者数：40 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 看護職員 2 人 基準 1 人

・ 介護職員 9 人 基準 6 人

・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

・ 機能訓練指導員 2 人（兼務） 基準 1 人

55 しおはまデイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児

の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.7 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：268 m²

・ 利用者数：40 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 看護職員 2 人 基準 1 人

・ 介護職員 7 人 基準 6 人

・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

・ 機能訓練指導員 2 人（兼務） 基準 1 人

56 在宅介護サービスセンター三重の里

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.88 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：48.89 m²

・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 看護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上

・ 介護職員 3 人

・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

57 デイサービスセンター乳々屋

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：40 m²

・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 介護職員 3 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上

・ 生活相談員 1 人 基準 1 人

・ 機能訓練指導員 3 人（兼務） 基準 1 人

58 ささがわふれあいサロン

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.4 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：66 m²
- ・ 利用者数：15 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 3 人 基準 1 人
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 2 人 基準 1 人

59 天ヶ須賀在宅介護サービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

10.58 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：211.68 m²
- ・ 利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 4 人 基準 2 人
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

60 四日市市社会福祉協議会指定通所介護事業所ゆりかもめ

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.67 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：233.7 m²
- ・ 利用者数：35 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 5 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 16 人 基準 5 人
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 5 人 基準 1 人

61 在宅介護サービスセンターうねめの里

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.29 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：193.37 m²
- ・ 利用者数：45 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 3 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 15 人 基準 7 人
- ・ 生活相談員 3 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 3 人（兼務） 基準 1 人

62 ナーシングホームもも四日市

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.71 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：37.1 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 0.13 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 介護職員 1.6 人
- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

63 ユートピア在宅介護サービスセンター通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.45 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：103.68 m²
- ・ 利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 2 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 4 人 基準 4 人
- ・ 生活相談員 5 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

64 きれいデイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：27 m²
- ・ 利用者数：9 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 介護職員 1.5 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 生活相談員 1.5 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

65 松阪市社会福祉協議会飯高支所通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.03 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：181 m²
- ・ 利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 3 人 基準 1 人
- ・ 介護職員 6 人 基準 4 人
- ・ 生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 2 人 基準 1 人

66 デイサービスセンターきらり

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

11.19 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：111.9 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・ 介護職員 3 人
- ・ 生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・ 機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

67 通所デイサービスセンターほほえみ

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.11 m² / 人

・食堂及び機能訓練室の面積：53 m²

・利用者数：17 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・看護職員 1 人 基準 1 人

・介護職員 4.5 人 基準 2 人

・生活相談員 2 人 基準 1 人

・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

68 あやま老人デイサービスセンター

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

5.27 m² / 人

・食堂及び機能訓練室の面積：158.05 m²

・利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・看護職員 1 人 基準 1 人

・介護職員 4 人 基準 4 人

・生活相談員 1 人 基準 1 人

・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

69 ナーシングホームももデイサービス室

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.09 m² / 人

・食堂及び機能訓練室の面積：46.4 m²

・利用者数：15 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・看護職員 1.9 人 基準 1 人

・介護職員 3.4 人 基準 1 人

・生活相談員 1.2 人 基準 1 人

・機能訓練指導員 1 人（兼務） 基準 1 人

70 宮川村障害者デイサービス事業所たんぼぼ

（大台町知的障害者デイサービス事業所たんぼぼ）

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

7.13 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：107.0 m²
- ・ 利用者数：15 人
- ・ 生活相談員 2人 基準 2人
- ・ 介護職員 3人

71 通所介護事業所すこやか

ア． 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.3 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：99 m²
- ・ 利用者数：30 人

イ． 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 1人 基準 1人
- ・ 介護職員 7人 基準 4人
- ・ 生活相談員 1人 基準 1人
- ・ 機能訓練指導員 1人 基準 1人

72 よっかいち諧朋苑在宅介護サービスセンター老人デイサービス（通所介護事業所）

ア． 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.98 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：224.49 m²
- ・ 利用者数：45 人

イ． 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 看護職員 1人 基準 1人
- ・ 介護職員 10人 基準 7人
- ・ 生活相談員 1人 基準 1人
- ・ 機能訓練指導員 1人 基準 1人

73 ケア・プラザ川島

ア． 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.2 m² / 人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：32.0 m²
- ・ 利用者数：10 人

イ． 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・介護職員 5 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・生活相談員 5 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

74 エンジェルホームヘルプシルバーハウス天使乃里

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.2 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：32.0 m²
- ・利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上
- ・介護職員 3 人
- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

75 富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

6.28 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：188.4 m²
- ・利用者数：30 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 2 人 基準 1 人
- ・介護職員 6 人 基準 4 人
- ・生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

76 さくらさくら通所介護事業所

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.39 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：33.95 m²
- ・利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・介護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上

- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

77 障害者デイサービスあいあい

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

3.47 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：34.7 m²
- ・利用者数：10 人
- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・介護職員 1 人 基準 1 人

78 知的障害者デイサービスセンターふっくりあふウス

障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れる。

13.55 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：203.3 m²
- ・利用者数：15 人
- ・生活相談員 2 人 基準 2 人
- ・介護職員 2 人

79 愛宕なごみの家

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

4.65 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：46.5 m²
- ・利用者数：10 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上人
- ・介護職員 1 人
- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

80 森栄病院

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.63 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：145.5 m²
- ・利用者数：40 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 1 人 基準 1 人

- ・介護職員 10 人 基準 6 人
- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

81 ウェルネスファミリーサポートくわなの宿

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.27 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：65.46 m²
- ・利用者数：20 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 4 人 基準 1 人
- ・介護職員 7 人 基準 2 人
- ・生活相談員 4 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 4 人 基準 1 人

82 第3ふるさと

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.16 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：79.2 m²
- ・利用者数：25 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 2 人 基準 1 人
- ・介護職員 18 人 基準 3 人
- ・生活相談員 2 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人

83 デイサービス奏

ア．食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.06 m² / 人

- ・食堂及び機能訓練室の面積：24.5 m²
- ・利用者数：8 人

イ．指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・看護職員 1 人 基準：看護職員又は介護職員 1 人以上

- ・介護職員 2 人
- ・生活相談員 1 人 基準 1 人
- ・機能訓練指導員 1 人 基準 1 人